

上田市中中学校部活動の地域展開における「(仮称) 上田地域クラブ」募集要領 (案)

「(仮称) 上田地域クラブ」は、学校部活動や地域団体など幅広い団体が、運営主体（上田市教育委員会）への登録を経て、実施主体（地域クラブ）となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

この趣旨に沿って、運営主体は、子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、安全な活動の場を提供できる地域クラブを下記により公募します。

記

1 募集する「(仮称) 上田地域クラブ」の活動概要

(1) 活動内容

- ・『「(仮称) 上田地域クラブ」基本方針』（令和7年8月策定）に基づき、スポーツ・文化活動（これまでの部活動にない種目を含む）を実施する。

(2) 活動場所

- ・上田市立中学校施設及び上田市内公共施設を原則とする。
近隣市町村の施設を利用する場合は、運営主体に相談すること。
※今後、「学校及び公共施設の利用規定」の見直しを行う。
☞申請書には、活動希望場所を記入すること。

(3) 対象・定員

- ・対象：中学1～3年生（ただし、中学生以外の参加も可。）
※対象者、定員の詳細は、運営団体又は実施主体が定める

(4) 会費・指導者謝金（検討中）

- ・会費は月3,000円、指導者謝金は1時間1,000円を基本とするが、活動頻度や活動内容に応じて、クラブごと規約に定めて運用する。
- ・クラブ立ち上げの資金として1クラブに対して2年間（2回）補助をする。

(5) 活動時間

- ・平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度までを基本とする。
- ・中学校施設を使用する場合、平日は16時から20時30分のうち2時間程度まで、学校の休業日は18時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、学校ごとの施設状況等を踏まえるものとする。
- ・夏休みなど長期休業中は別途調整を行う。
☞申請書には、活動開始希望時刻を記入すること。

(6) 活動期間

- ・年度初めから年度末までの1年間
- ・年度ごとの更新制とし、運営主体が定める事項について、年1回、指定する日までにWEB申請により届け出ること。

2 認定要件

次に掲げる条件（詳細は『「(仮称)上田地域クラブ」基本方針』を全て満たしていること。

- (1) 「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を遵守した活動であること。
- (2) 原則、上田市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること。（近隣市町村の中学生や中学生以外の年代層の受け入れも可とする）
- (3) いずれかの運営団体(スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域 SC、指導者会、文化芸術協会、文化少年団、公民館等)に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンスを確保すること。（加盟できる運営団体がない場合は運営主体と協議する。）
- (4) 運営主体が主催する指導者研修を必ず受講し、クラブ運営や指導に生かすこと。
- (5) 規約を作成し、その内容が社会通念上、適切であると認められること。

規約には以下の要件を満たす内容が記載されていること。

ア 目的 イ 入退会の方法 ウ 会計 エ 保険加入（クラブ員、指導者）

エ 役員（正副代表（責任者）・指導者・会計・監事） オ 総会

なお、団体の責任者は 18 歳以上（高校生及び大学生のみは除く）とすること。

- (6) 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。（スタッフの転勤等によりクラブの存続ができなくなることがないようにする）
- (7) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (8) 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- (9) 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- (10) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (11) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- (12) 上田市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (13) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。

3 応募方法・結果公表

「(仮称) e-上田地域クラブ」(上田市 Web 申請システム)にて
応募を受け付ける。 URL:〇〇〇〇〇〇

QR
コード

<期 間>

第1次募集 令和7年10月 8日(月)～令和7年11月 7日(金) 11月14日(金)
第2次募集 令和7年11月17日(月)～令和7年12月19日(金) 12月26日(金)
第3次募集 令和8年 1月 5日(月)～令和8年 2月 6日(金) 2月20日(金)

<結果公表>

<申請内容> (『「(仮称)上田地域クラブ」基本方針 2-3 運営方針の策定』参照

ア クラブの規約(目的、入退会、会計、保険、役員、総会等)【任意様式；作成例別紙】

イ クラブの(設立)理念（普及・強化、中体連大会参加の有無等含む）

ウ 所属団体の有無（スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域 SC 等への加入状況）

エ 活動拠点・活動頻度・活動時間

オ 募集範囲（小学生・中学生・高校生・大学生・一般）・定員

カ 運営スタッフ（構成役員・指導者名簿）【様式1】

キ クラブ員名簿（氏名・学年・在籍校）【様式2】

ク 予算（収支）計画案【様式3】

ケ 活動計画【様式4】

コ 「(仮称)上田地域クラブ」認定要件確認書【様式5】 サ その他必要な事項

イ～オ、サ
【Google フォーム】

4 審査の方法等

(1) 審査

- ・「〔(仮称) e－上田地域クラブ〕」による申請団体の入力内容をもとに、必要に応じて現地視察やヒヤリングを行い審査します。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果はすべての申請団体に文書で通知します。【様式6・7】
なお、登録クラブについては、上田市ホームページにおいて公表します。
- ・電話等による問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立てはできません。

5 「(仮称) 上田地域クラブ」開始までのスケジュール (予定)

令和7年10月8日(月)～「(仮称) 上田地域クラブ」募集開始(1次・2次・3次)

＊期間及び結果公表は「4 応募方法・結果公表」参照

＊審査結果の通知は、結果の公表に合わせて発出

2月下旬

R8「先行実施クラブ」一覧公表(HP、広報うえだ等)

＊生徒・保護者は学校を通じて周知

令和8年4月

「(仮称) 上田地域クラブ」先行実施クラブ活動開始

4月以降

「(仮称) 上田地域クラブ」募集開始(R9完全実施に向けて)

9月までに

R9全クラブ化の見通し確定

9月以降

R9全クラブ化の準備

6 その他

- (1) 申請に要する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 申請内容は、上田市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) 審査の結果、登録された団体は、運営主体が審査結果を公表する場合及び、今後の部活動の地域展開の推進にあたって必要な場合に、申請内容の一部を必要な範囲で使用するについて、あらかじめ承認するものとします。
- (4) 特定の中学校あるいは公共施設において、複数クラブから利用希望があった場合は、必要に応じてヒアリングを行った上で、総合的に判断を行い選定するとともに、別の活動場所を提示する場合があります。
- (5) **スポンサー契約を結ぶ場合は、運営主体までご一報ください。**
- (6) 本募集要領などに関し、不明な点等がある場合は質問書【様式8】を「7 申請先・問い合わせ」に記載しているメールアドレスにて提出してください。

7 申請先・問い合わせ

〒386-8601

上田市大手一丁目11番16号 上田市役所南庁舎2階

上田市教育委員会事務局 学校教育課 担当：齋藤・畠山

電話：0268-23-5101 ※受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:00

メールアドレス：〇〇〇〇@city.ueda.nagano.jp

〔参考資料〕

◎『「(仮称) 上田地域クラブ」基本方針』(令和7年8月策定)

URL:

◎上田市立中学校施設・設備一覧

URL:

〇〇〇クラブ 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「〇〇〇クラブ」(以下、「クラブ」という。)と称する。

(実施種目)

第2条 クラブは、次の種目を実施する。

・●●●(実施種目名)

(目的)

第3条 クラブは、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備する。

- 2 クラブの活動は、「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「(仮称)上田地域クラブ基本方針」に適合した活動とする。

(活動時間)

第4条 クラブの活動時間は、「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に基づき、週当たり2日以上、休養日を設け、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮するものとする。

- 2 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は、3時間程度とする。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、参加者の負担とならないよう配慮するものとする。

(活動場所)

第5条 クラブの活動場所は、「〇〇(グラウンド・体育館)」とする。

第2章 会員

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、〇〇〇クラブ加入申込書(様式●)をクラブに提出し承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会費は月会費とし、会員は「(仮称)上田地域クラブ」実施主体が定める会費の金額および納入方法に沿って支払うものとする。

- 2 会費は入会日が属する月から退会日が属する月分支払うものとする。
- 3 大会の参加費および遠征費や備品等の購入について、会員から別途徴収することができるものとする。
- 4 会費の納入が1カ月以上遅延した会員は退会対象とする。

作成例

(退会)

第8条 会員は〇〇〇クラブ退会届（様式●）をクラブに提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員がクラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったときは役員会の決議を経て除名することができる。

第3章 組織

(役員)

第10条 クラブは、次の役員を選任する。役員は、会員の中から選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- ・会長（代表） 1名
- ・副会長（副代表） 1名
- ・会計 1～2名
- ・監事 2名
- ・運営委員 必要な人数

(会議)

第11条 クラブは、次の会議を置くものとする。

- ・総会
- ・役員会

(総会)

第12条 通常、年1回総会を開催する。時期、場所、議題等については役員会において決定する。

- 2 総会は、会員の3分の2をもって成立する
- 3 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は会長が招集し、議長は副会長とする。

- 2 役員会は臨時総会を開催するいとまのない場合において地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。
- 3 役員会はクラブの活動を把握し、第3条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 指導者

(指導者の責務)

第14条 クラブの指導者は、指導者及び一社会人として、円満な人格を形成し見識を高めるため、常に自己研鑽に努め、適切な指導を行わなければならない。

- 2 競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、会員同士や会員と指導者等との好ましい人間関係の構築を図り、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、豊かな人間性の育成にも寄与しなければならない。

作成例

（指導者の資格）

第15条 指導者はクラブにおいて定める資格要件を満たす必要がある。また、大会参加にあたっては、資格を必要とする場合においては、該当資格の取得を推奨するものとする。

（指導者研修）

第16条 クラブの指導者は、運営主体が主催する指導者研修を必ず受講しなければならない。

第5章 会計

（会計）

第17条 クラブの会計年度は、毎年●月●日から翌年●月●日までとする。

- 2 クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。また、年度末には運営主体に会計報告を提出する。

第6章 事故の責任

（事故の責任）

第18条 会員はクラブの活動に際してはクラブ諸規程を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い自己の責任において行動する。指導が適切に行われている場合は、傷害等の事故が起こってもクラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

（保険の加入）

第19条 クラブの会員および指導者は○○○保険に加入する。

- 2 保険料は月会費から支出する。
- 3 クラブ活動中の傷害については、傷害保険の対象範囲で対応するものとする。
- 4 保険未加入者の活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わないものとする。

第7章 個人情報の管理

（個人情報の管理）

第20条 クラブは活動における個人情報を適切に管理し、クラブの円滑な運営を目的としたものに使用することができる。

- 2 クラブは、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をすることはできない。また、開示又は提供を行う場合は、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が、開示又は提供先において確保されるよう努める。

（1）業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合

（2）法令等により開示・提供が求められた場合

- 3 クラブの指導者、会員、保護者、その他クラブ関係者は、クラブの活動において知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせるなど、目的外に使用することの無いよう徹底しなければならない。また、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護しなければならない。

第8章 クラブの解散・その他・細則

(クラブの解散)

第21条 クラブは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(その他)

第22条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則の変更および追加・細則は総会又は役員会の決議により定める。

(附則)

この規約は、令和●年●月●日から施行する。

〔Googleフォーム〕

令和〇年度 「（仮称）上田地域クラブ」登録申請書【たたき台】

令和 年 月 日

上田地域クラブ運営事務局 様

☐	新規
☐	継続

連絡責任者が代表者と同じ場合は記載不要

連絡責任者	
連絡先（携帯）	
メール	

クラブ名	
代表者氏名	
住 所	
電 話（携帯）	
メールアドレス	

令和7年度上田市地域クラブとして登録したいので、下記のとおり申請いたします。

記

1	申請競技種目名		男女別		
2	団体の情報 設立理念 活動拠点	設立理念 (活動目標)			
		クラブ志向	強化	・	普及
		中体連大会	参加したい	・	参加しない
		活動拠点			
3	組織	運営団体	ある（ ） ・ 未定		
		指導者	1	2	
		指導者の資格等			
		団体の構成			
		・ ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 成人 ☐ その他（ ） ・ 中学生のみの場合： ☐ 単独校（学校名： ） ☐ 複数校（学校名： ） （学校名： ） （学校名： ）			

4 現在の活動状況

1週間の活動時間と休養日（単位：時間）	月	火	水	木	金	土	日	週総活動時間	特記事項
(例)活動時間と休養日	1.5	2	休	2	2	3	休	10.5	
活動時間と休養日									
活動開始時刻								備考	
傷害保険の加入状況								期間	

5 特記事項

--

(様式1)

令和〇年度 〇〇クラブ 団体の構成役員・指導者名簿

団体名

競技名

■クラブ役員

	役職	氏名	指導者資格
1	会長 (代表)		
2	副会長 (副代表)		
3	会計		
4	会計		
5	監事		
6	監事		
7	運営委員		
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

■指導者名簿

	役職	氏名	指導者資格
1	指導者		
2	指導者		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(様式2)

令和〇年度 _____ クラブ参加者名簿

No.	フリガナ 氏 名	学年	所属校	保険 加入 有無	No.	フリガナ 氏 名	学年	所属校	保険 加入 有無
1					16				
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				

※参加者に変更（加入・退会）があった場合は、当該生徒の「氏名」、「学年」、「所属校」を事務局に連絡してください。

※記入欄が不足する場合は、ページを追加してください。

※クラブ作成の名簿で本様式に準じるものであれば、それを用いていただいても構いません。

(様式3)

令和〇年度 _____ クラブ 収支予算書

(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

収入総額 - 円
支出総額 - 円
差引総額 - 円 (翌年度の繰越金)

収入の部

(単位: 円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額	摘要 (積算根拠)
参 加 費			
補 助 金			
そ の 他			
合 計			

支出の部

(単位: 円)

科 目	本年度予算額	前年度決算額	摘要 (積算根拠)
諸 謝 金			
旅 費			
消 耗 品 費			
印刷製本費			
通信運搬費			
使 用 料			
合 計			

(様式4)

令和○年度 _____ クラブ活動（計画・報告）書

1 週間スケジュール（活動を行わない曜日（休養日）には斜線）

活動日	開始時間	終了時間	活動時間	活動場所
月曜日	：	：	時間	
火曜日	：	：	時間	
水曜日	：	：	時間	
木曜日	：	：	時間	
金曜日	：	：	時間	
土曜日	：	：	時間	
日曜日	：	：	時間	
1 週間の活動時間数			時間	

2 年間スケジュール（大会、講習会、練習試合等、予定しているものを可能な限り記載）

月	活動計画	活動報告
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		
年間活動 合計日数	計画： 時間	実績： 時間

(様式5)

「(仮称) 上田地域クラブ」認定要件確認書

<認定要件>

次に掲げる条件（詳細は『「(仮称)上田地域クラブ」基本方針』）を全て満たしていること。

- (1) 「上田市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を遵守した活動であること。
- (2) 原則、上田市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること。(近隣市町村の中学生や中学生以外の年代層も受け入れも可とする)
- (3) いずれかの運営団体(上田市スポーツ協会、上田市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、公民館、各校指導者会等)に加盟し、運営団体と協力して適正なガバナンスを確保すること。(加盟できる運営団体がない場合は運営主体と協議する。)
- (4) 運営主体が主催する指導者研修を必ず受講し、クラブ運営や指導に生かすこと。
- (5) 規約を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。

規約には以下の要件を満たす内容が記載されていること。

ア 目的 イ 入退会の方法 ウ 会計 エ 保険加入(クラブ員、指導者)

エ 役員(正副代表(責任者)・指導者・会計・監事) オ 総会

なお、団体の責任者は18歳以上(高校生及び大学生のみは除く)とすること。

- (6) 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。(スタッフの転勤等によりクラブの存続ができなくなることがないようにする)
- (7) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (8) 参加する子供たちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- (9) 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメントがいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。
- (10) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (11) 個人情報の保護に関する法律を遵守し、活動によって知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- (12) 上田市契約に関する暴力団等排除措置要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (13) 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないこと。

上記、要件を確認しました。

「(仮称)上田地域クラブ」基本方針に則って活動することを了承します。

令和 年 月 日

上田市教育委員会 様

クラブ名

代表者

印

(様式 6)

第 号
令和 年 月 日

「(仮称) 上田地域クラブ」認定通知書

団体名

代表者

様

上田市教育委員会

令和 年 月 日に貴団体から申請のあった件について、下記の条件により認定します。

記

1 団体名

2 認定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 認定条件

- (1) 活動は、認定申請書や認定要件確認書等の提出書類に記載された内容に基づき実施すること。
- (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。
- (3) 運営主体が主催する指導者研修を必ず受講し、クラブ運営や指導に生かすこと。
- (4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、または、中学生期の活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。

(様式 7)

第 号
令和 年 月 日

「(仮称) 上田地域クラブ」不認定通知書

団体名

代表者

様

上田市教育委員会

令和 年 月 日に貴団体から申請のあった件について、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

(様式8) 質問書

No.	想定している活動・種目など	質問内容	クラブ名
1			
2			
3			
4			
5			